

## 「ひでよっしー」イラスト使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、太閤秀吉功路PRキャラクターである「ひでよっしー」のイラスト（以下、「イラスト」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 本規程において用いる用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 商品 販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるものをいう。
- (2) 景品 商品の販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるもので、無償配布するものをいう。
- (3) 広告等 商品、事業等の情報を広く宣伝するものをいう。
- (4) LoGo フォーム 株式会社トラストバンクが提供する、紙や帳票形式のファイルで受付けていた業務をデジタル化するためのサービスをいう。

### (使用申請)

第3条 商品の製造、販売等を目的としてイラストを使用しようとする者は、「ひでよっしー」イラスト使用承認申請書【営利又は販売】（様式第1号）に商品のデザインがわかる書類を添えて中村区長に提出しなければならない。

2 前項の目的以外のためにイラストを使用しようとする者は、「ひでよっしー」イラスト使用承認申請書【営利又は販売以外】（様式第2号）にイラストを使用するもののデザインがわかる書類を添えて中村区長に提出しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) その他前2号に準ずるものとして中村区長が認めるものが使用する場合

### (使用基準)

第4条 イラストの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、イラストを使用することはできない。

- (1) 太閤秀吉功路のPRという趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 使用にあたり、名古屋市の信用若しくは品位を害すると認められる場合、又はそのおそれがある場合
- (3) イラストを使用しようとする事業の内容が、法令又は公序良俗に反する場合、又はそのおそれがある場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教等のための活動に使用されるおそれがある場合

- (5) 青少年の健全育成に有害な目的に使用されるおそれがある場合
- (6) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (7) 中村区の事業又は中村区の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (8) その他、使用することが不相当と認められる場合  
(使用承認および不承認)

第5条 中村区長は第3条に規定する使用申請を受理した場合、前条の基準に従い、その内容を審査する。

2 前項の審査の結果、当該使用が太閤秀吉功路のPRなど中村区政の推進に寄与するものと認めるときは、使用を承認する。この場合において、中村区長は、使用承認を受けた者（以下、「使用者」という。）に対して、「ひでよっしー」イラスト使用承認通知書（様式第3号）を交付する。なお、中村区長は使用承認にあたり、必要な条件を付することができる。

3 第1項の審査の結果、使用の承認をしない場合、中村区長は、使用申請をした者に対して、「ひでよっしー」イラスト使用不承認通知書（様式第4号）を交付する。

（使用承認期限）

第6条 イラストの使用承認期限は、前条第1項により使用承認を受けた日から翌年度末までとする。ただし、中村区長が相当と認めるときは、当該期限を短縮することができる。

（使用料）

第7条 使用者に対するイラストの使用料は、無償とする。

（遵守事項）

第8条 使用者はイラストの使用に関し、この規程を遵守し、イラストのイメージ、信用性等を損なうことがないように適正に使用するとともに、商品又は景品（以下、「物品」という。）の安全性、品質について十分な配慮をしなければならない。

2 使用者は、イラストについて本来のデザインとの同一性を損なわないようにしなければならない。

3 使用者は、イラストを使用した物品に起因した事故等が発生しないよう万全の配慮を行わなければならない。なお、当該物品に起因した事故により使用者又は第三者に損害が生じた場合、当該損害は使用者が負うものとし、中村区はその責めを負わない。

4 使用者の物品の安全性、品質等については、すべて使用者が責任を負い、区役所に対し何ら迷惑をかけないものとする。

5 使用者は、物品の製造を第三者に委託しようとする場合、受託者がこの規程の各条項に違反することがないように管理監督責任を負わなければならない。

(使用承認の取消等)

第9条 中村区長は、使用承認した後、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、「ひでよっしー」イラスト使用取消通知書(様式第5号)により理由を明記して当該承認を取り消し、以後の申請に対して承認しないことがある。

- (1) 使用者がこの規程の各条項に違反すると認められるとき
- (2) 申請書類等の内容と著しい相違が認められるとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、使用者に不適当な行為があると認められるとき

2 前項の規定により承認が取り消されたことにより使用者に損害が生じた場合、当該損害は使用者が負うものとし、中村区はその責めを負わない。

(第三者に対する承認)

第10条 中村区長は、すでに使用者に対して承認した内容と同一又は類似の内容で使用申請した第三者に対して、イラストの使用を承認できるものとする。この場合、使用者は中村区長に対して当該承認について何ら異議を申し立てることはできない。

(権利義務の譲渡禁止)

第11条 使用者は、承認によって生じる権利又は義務を第三者に貸与、譲渡、又は承継してはならず、承認に基づくイラストの使用権を第三者に対して再承認してはならない。

(報告)

第12条 中村区長は、使用者及び第3条第2項各号に該当する者(以下、「使用者等」という。)に対して、イラストの使用について、資料の提出又は報告を求めることができ、使用者等は速やかにこれに応じなければならない。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、イラストの使用に関し必要な事項は中村区長が別に定める。

2 LoGo フォームによる申請等は、この規程に規定する書類により行われたものとみなすものとする。

附則

この規程は、令和4年7月27日から施行する。

附則

この規程は、令和7年1月20日から施行する。